

令和 8 年度 8 月定例委員会

○ 日時：令和 8 年 8 月 2 8 日(金) 9：00～（議事）

○ 場所：梶原町役場 2 階 議場（大会議室 1）

出席：農業委員 中平紀善・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員 久岡健市・大崎洋吉・中平勝也・高橋亀一郎
事務局 大川事務局長・那須係長・森山恵・中平知砂
欠席者 川上厚志

事務局 皆さんおはようございます。
定刻より少し早いですが、只今から令和 8 年度 8 月の定例会を開催いたします。
本日、川上推進委員は欠席と連絡を頂いております。
それでは中平会長、お願いいたします。

中平会長 皆さんおはようございます。
委員の皆様におかれましてはご多用の所、早朝よりご出席頂きまして、定例会が開催されます事を厚くお礼申し上げます。
さて、お盆も過ぎまして赤とんぼも飛ぶ季節となりました。
連日、猛暑日が続く毎日で管内でも水不足が心配される状況で、水田の渇水は厳しい状況となっています。
特に出穂後の水が必要な時期に水不足は米の品質に影響を及ぼすのではないかと心配する所です。
またユズにおきまして、梅雨以降まとまった雨も降らず果実の肥大に大きな影響を及ぼすと心配する所です。
しかし、一方では北陸地方を中心に大雨といった状況で、一夜に線状降水帯が何度も発生するような状況が続いており、大きな災害が発生しております。
災害に遭われた皆様におかれましては少しでも早く復興することを願うところです。
本日の定例会ですが何件かご提案させて頂いています。
慎重審議頂く事を願いまして開会の挨拶とさせて頂きます。
本日はよろしく願いいたします。

中平会長 それでは本日の議事録署名員につきましては、谷川委員と押川委員にお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。
それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について、事務局より説明を求めます。

事務局 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について

	<p>譲渡人： 譲受人： 申請地：</p> <p>それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてでございます。</p> <p>まず、1件目でございますが、●●の●●から●●の●●へ所有権の移転でございます。</p> <p>資料は3ページをお開きください。</p> <p>対象地は●●番の1筆、地目は田、現況は畑、面積は●●㎡でございます。</p> <p>売買価格は10aあたり●●とのことです。</p> <p>場所の確認ですが、14ページに公図、次のページに住宅地図を添付しております。</p> <p>●●を渡って左に入っていったところになります。</p> <p>16ページの航空写真をご覧ください。</p> <p>赤色枠線で囲った箇所が対象地になります。</p> <p>今回、申請の農地は面積のほとんどが法面となっておりますが、写真のうち赤枠で囲った少し飛び出ている部分において、季節野菜の栽培を行う予定で、農作業はご主人が主として年間300日以上行っていくとのことでございます。</p> <p>17ページに現地確認の写真を添付しております。</p> <p>現在は草が伸びており確認しづらいですが、以前確認した際の写真を併せて添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>隣の土地に新たに住居を建築予定でして、その隣のスペースで農作業を行う予定です。</p> <p>19ページの総評としまして、農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断いたします。</p> <p>現地確認には川上推進委員に同行いただきました。</p> <p>特にご意見はないとのことで伺っております。</p>
中平会長	<p>ただいま、事務局より1件目について説明が終わりました。</p> <p>現地確認に同行して頂いた川上推進委員からも特に意見はないとの事ですが皆さんの方で何かございませんか。</p>
中岡委員	<p>17ページですが、譲渡人：●●、譲渡人：●●と両方とも同じ譲渡人となっております。</p>
中平会長	<p>間違っていますので、譲受人：●●に訂正をお願いいたします。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>ないようですので第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請書の</p>

	<p>1 件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きまして 2 件目について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について</p> <p>賃貸人： 賃借人： 申請地：</p> <p>それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 件目でございます。</p> <p>資料は 21 ページをお開きください。</p> <p>●●の●●から●●の●●へ賃借権の設定、期間は 10 年となっております。</p> <p>対象地は●●番及び●●番の 2 筆、地目は田、現況は畑、面積は合計で●●㎡でございます。</p> <p>今回申請の土地は、平成 28 年から 10 年の利用権の設定をしておりましたが、今年の 11 月に期間満了となりますので、3 条申請にて賃借権の設定を行うとするものです。</p> <p>場所の確認ですが、33 ページに公図、次のページに住宅地図を添付しております。</p> <p>こちら●●を渡って左側、●●を過ぎてすぐのところになります。</p> <p>36 ページの航空写真をご覧ください。</p> <p>対象地を赤色枠線で囲っております。</p> <p>●●番が主になりまして●●番には、以前作業小屋があったようで、筆が分かれておりますが、現在は一体でハウスが建っております。</p> <p>次のページに現地確認の写真を添付しております。</p> <p>申請書に戻りまして、24 ページをご覧ください。</p> <p>今回申請の農地は畑として、これまで同様に、ハウスで米ナスを栽培することによって農作業に従事する方は、ご本人になります。</p> <p>40 ページに賃貸借契約書の写しを添付しております。</p> <p>令和 8 年 11 月 11 日から令和 18 年 11 月 10 日までの期間、賃料は年額●●円、期間満了後は申し出がない限り同一条件で 1 年間延長、その後も同様となっております。</p> <p>総評としまして、こちら農地法第 3 条第 2 項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断いたします。</p> <p>現地確認には川上推進委員に同行いただきました。</p> <p>こちらにも特にご意見はないとのことで伺っております。</p>

中平会長	ただいま、事務局より 2 件目について説明が終わりました。 現地確認に同行して頂いた川上委員からも特に意見はないとの事ですが皆さん の方で何かございませんか。
中平会長	作業小屋があった●●番は以前には別になっていましたか。
事務局	以前は小屋があった様ですが壊して一つのハウスにした様です。
中平会長	他に何かございませんか。 ないようですので第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の 2 件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書につい て事務局より説明を求めます。
事務局	第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書について 譲渡人： 譲受人： 申請地： それでは、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてご 説明いたします。 資料は 45 ページをお開きください。譲渡人は●●、譲受人は●●です。 対象地は●●番、面積は●●で、所有権移転でございます。 こちらは、先ほどの第 1 号議案 1 件目でご承認いただきました土地の隣になり まして、農振農用地から除外した土地となります。 51 ページに公図、53 ページに航空写真と次のページから現地確認の写真を添 付しております。 56 ページに事業計画書を添付しております。 転用後の用途としましては、住宅を建築し、車 3 台の駐車スペースを確保する とのことでございます。 現在、●●にお住まいで、ご主人の圃場まで 30 分ほどかかっておりますが、こ ちらに新居を建てることですぐ近くになります。 次のページから建築予定図、59 ページに融資見込証明願を添付しております。 現地確認には川上推進委員に同行いただきました。 こちらにも特にご意見はないとのことで伺っております。
中平会長	ただいま、事務局より 3 件目について説明が終わりました。 現地確認に同行して頂いた川上推進委員からも特に意見は無いとの事ですが皆 さんの方で何かございませんか。
中平会長	家を建てるのはミョウガハウスの横ですか。

上田委員	<p>●●が栽培しているミョウガハウスの横ではなく、●●が作っていたハウスの横になります。</p>
中平会長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>ないようですので、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。</p> <p>続きまして、第3号議案 非農地証明願いについて事務局へ説明を求めます。</p>
事務局	<p>第3号議案 非農地証明願いについて（1件目）</p> <p>願 人：</p> <p>申請地：</p> <p>それでは、非農地証明願いの1件目についてご説明いたします。</p> <p>資料は62ページをお開きください。</p> <p>願人は●●の●●です。</p> <p>対象地は●●番、地目は田、面積は●●㎡でございます。</p> <p>当該地が非農地となった時期及び事由ですが、平成5年頃に国道440号の改良工事に伴い国交省が詰所、宿舎として現在の建物を建築して使用しており、改良工事完了後もそのままとなっておりますのでございます。</p> <p>場所の確認です。</p> <p>64ページから公図、65ページに住宅地図と次のページに航空写真を添付しております。●●の上り口付近になります。</p> <p>67ページから現地確認の写真を添付しております。</p> <p>ご覧のような建物が建っておる状態でして、向かって左側の1階建ての建物は物置になっておるようですが、奥の2階建ての建物については、簡易宿泊施設として2階部分を使用しております。</p> <p>建物左側にスペースはございますが、駐車場として舗装されており、耕作を行うことは不可能と判断しております。</p> <p>このことから、68ページの調査書の4、高知県農地法関係事務処理要領第12の2（1）における証明の対象の確認としまして、30年以上前から建物が建っており、今後も●●として使用予定のため、農地への復旧ができないと認められる土地として、「エ」に該当すると判断いたします。</p> <p>現地確認には、谷川委員と川上推進委員に同行いただきました。</p> <p>何かご意見はございますか。</p>
谷川委員	<p>ありません。</p>
中平会長	<p>ただいま、事務局より第3号議案 非農地証明願いの1件目について説明が終わりました。</p>

	<p>現地確認に同行して頂いた谷川委員からも特に意見はないとの事ですが皆さんの方で何かございませんか。</p> <p>30年以上経過している様ですので農地に戻すことは難しいと思います。</p> <p>ないようですので第3号議案 非農地証明願いについて1件目のご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。</p> <p>続きまして第3号議案 非農地証明願いについての2件目について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>第3号議案 非農地証明願いについて（2件目）</p> <p>願 人：</p> <p>申請地：</p> <p>それでは、非農地証明願いの2件目についてご説明いたします。</p> <p>資料は69ページをお開きください。</p> <p>願人は被相続人の●●の相続人、●●です。</p> <p>対象地は●●の●●番、●●番の2筆、地目は畑、面積は合計で●●でございます。</p> <p>当該地が非農地となった時期及び事由ですが、●●番は昭和60年頃から車庫及びその進入路として使用しており、●●番については昭和56年頃から住宅の離れとして使用していたとのことでございます。</p> <p>場所の確認ですが、74ページから公図、75ページに住宅地図と次のページに航空写真を添付しております。</p> <p>●●から●●を上げていったところになります。</p> <p>77ページから現地確認の写真を添付しております。</p> <p>●●番は道路脇にある倉庫の部分になりまして、78ページの●●番についても離れの建物が建っておる状態です。</p> <p>79ページの調査書の4、高知県農地法関係事務処理要領第12の2（1）における証明の対象の確認としまして、いずれも40年以上前から建物が建っており、今後も宅地として使用予定のため、農地への復旧ができないと認められる土地として、「エ」に該当すると判断いたします。</p> <p>80ページから●●の相続関係図、86ページに委任状、87ページには遺産分割協議証明書を添付しております。</p> <p>現地確認には、谷川委員と川上推進委員に同行いただきました。</p> <p>何かご意見はございますか。</p>

谷川委員	ありません。
中平会長	<p>ただいま、事務局より第3号議案 非農地証明願いの2件目について説明が終わりました。</p> <p>現地確認に同行して頂いた谷川委員からも特に意見は無いとの事ですし、建物も建っている様ですし、一部は道路として使用している状況で農地への復興は無理だと思います。皆さんの方で何かございませんか。</p>
高橋推進委員	<p>教えて欲しいのですが●●の印が●●となっていて●●の字が違うのですがかまいませんか。</p>
押川委員	<p>印鑑証明書が有りませんので良く分かりませんが、本来であれば印鑑登録と同じ印が押印されると思います。</p> <p>しかし、この書類で許可が出ている様ですので大丈夫だと思います。</p>
中平会長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようですので第3号議案 非農地証明願いについての2件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。</p> <p>以上で本日ご提案させて頂きました議案につきましてすべて終了しました。</p> <p>その他の件で事務局より経営改善資金計画の認定に係る協議について議案とし事務局へ説明を求めます。</p>
事務局	<p>その他の件については、梶原町特別融資制度推進会議事務局として、「経営改善資金計画」の認定に係る協議をお願いしたいと思います。</p> <p>特別融資制度推進会議は、本町における農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために設置されているものでございまして、対象とする資金の貸付の認定等に関すること等について協議を行います。</p> <p>その構成員の中に梶原町農業委員会も含まれております。</p> <p>今回、青年等就農資金の借入を希望する方の認定申請書の提出がありました。（説明をする）</p>
中平会長	<p>以上で本日の議案は全て終了しました。</p> <p>その他の件で事務局から何かございませんか。</p>
事務局	<p>9月の定例会については、先にお知らせしておりますとおり9月30日(水)9:00からでお願いいたします。</p> <p>併せて、同日に担い手協議会の開催もさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
中平会長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>ないようですので以上を持ちまして本日の定例会を終了します。</p> <p>それぞれの議案審議に対しましてご協力頂き有難うございました。</p> <p>冒頭でもお話をしました通り暑い日々が続く様ですし、特に農作業時の熱中症</p>

	<p>など、体調管理に十分気を付けられご活躍頂きますようお願い申し上げまして 本日の定例会を終了します。ありがとうございました。</p>
	<p>議事録署名員</p> <p>桜川 収</p> <p>谷川 寛美</p>